



# 大阪弁護士会 憲法市民講座

(会員は) この研修は研修義務化対象講座です (2単位)

大阪弁護士会

## 憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム



# 超早わかり 国民投票法

— 現行法のまま、憲法改正手続をすすめることの是非 —

2018年  
**9月1日** 土  
14:30~16:30  
大阪弁護士会館10階  
(地図裏面)

参加費無料  
どなたでもご参加可  
定員150名

講師

シンクタンク「国民投票広報機構」代表

## 南部 義典 氏

1971年 岐阜県生まれ。京都大学文学部卒。衆議院議員政策担当秘書、慶應義塾大学大学院法学研究科講師(非常勤)を歴任。専門は、国民投票法制、国会法制、立法過程。国民投票法に関し、衆議院憲法審査会、衆議院及び参議院の日本国憲法に関する調査特別委員会で、参考人、公述人として発言。シンクタンク「国民投票広報機構」代表。『[図解]超早わかり国民投票法入門』(シーアンドオール研究所刊)、『広告が憲法を殺す日』(集英社新書刊、共著)など著書多数。



日本国憲法の改正が話題になっていますが、憲法改正の手続は、2007(平成19)年に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)にしたがって行われます。

国会が憲法改正の発議をするとたったの60日~180日以内に憲法改正国民投票の投票日が設定されます。では、国会の発議のあとどのような手続を経て投票日に至るのでしょうか。

発議後の国民投票運動はふだんの選挙運動とかなり違います。文書での宣伝や街頭での宣伝も自由。戸別訪問も投票日当日の運動も可能です。有料のテレビコマーシャルなどもほとんど自由です。資金力のある陣営はどんどんCMなどを利用できます。

現行法上、最低投票率や有効得票率の定めはないので、わずかな投票率・得票率でも投票総数のうち賛成が過半数に至れば憲法は改正されることになります。

そもそも憲法は、国家権力の濫用から国民の自由・人権を守るために主権者である国民が制定するものです(立憲主義・国民主権)。憲法を改正する権能も国民にあります。憲法改正の手続も国民の意思を十分に反映できるものである必要があります。

果たして、現行の国民投票法で大丈夫か。南部義典先生のお考えを伺い理解を深めたいと考えています。

**お申込み方法は裏面をご確認ください。**

# お申込方法（9／1 憲法市民講座）

①インターネットでのお申込み（新着・イベント欄からお申込みください。）

右記URLまたはQRコードよりお申込みください。 <https://www.osakaben.or.jp>

②FAXでのお申込み

下記をご記入の上、FAX番号 06-6364-7477 までお送りください。



ふりがな  
氏 名

（弁護士の方は登録番号）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

@

参加人数

名

このイベントをどこでお知りになりましたか

## 一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

対 象： 原則、首がすわっている乳児～未就学児  
時 間： イベント開始15分前から終了15分後まで  
連絡期限： イベントの10日前まで  
連絡先： 大阪弁護士会 委員会部司法課 岡田（電話番号：06-6364-1681）  
備 考： お電話でお連絡をいただいた後に申込書を送付します。申込書の提出をもって申込みが完了します。定員に達し次第、申込受付を終了しますので、ご了承ください。

## 「超早わかり国民投票法」は研修義務化対象講座です（2単位）

※ 大阪弁護士会の所属弁護士がこの学習会に出席した場合、研修単位を取得できます。・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。・開始15分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。



日時：2018年9月1日（土）

14:30～16:30（開場14:00）

場所：大阪弁護士会館 10階1001・02会議室

（〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5）

京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分

地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分

地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分

JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

## 本イベントに関するお問い合わせ先

委員会部司法課（岡田）電話番号：06-6364-1681

## 憲法市民講座 今後の予定

大阪弁護士会では、私たち一人一人が主権者として憲法問題を考えるにあたり、前提となる情報をお届けすべく、どなたでもご参加いただける憲法市民講座を企画しています。

講座の詳細、お申し込み方法、会場となる会議室などは、開催日が近づきましたら大阪弁護士会ホームページ（トップページの「イベント」欄）にてご案内いたしますので、定期的にご確認ください。

2018年11月17日（土）「憲法改正問題に関するシンポジウム」（予定）

※講座内容、開催日等は予告なく変更する場合がございます。